

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

平成二十二年四月十三日
参議院国土交通委員会

政府は、河道閉塞、集中豪雨等、近年、想定を超える災害が発生していることにかんがみ、本法の施行に
当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たっては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大幅な軽
減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知及び周知の徹底が図
られるよう、十分配慮すること。

二、緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。
また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措置を積極的に講じること。

三、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災害についても、深刻な被害が予想されていることにかんが
み、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図っていくこと。

右決議する。